

「令和 7 年度 鹿児島市街地の主要渋滞箇所の渋滞解消に係る 公共事前測量調査委託（産業道路外）」 特記仕様書（案）

第 1 章 総則

第 1 条 適用範囲

本特記仕様書は、鹿児島県鹿児島地域振興局建設部が実施する「令和 7 年度 鹿児島市街地の主要渋滞箇所の渋滞解消に係る公共事前測量調査委託（産業道路外）」に適用する。

第 2 条 適用仕様書

本業務は、契約図書ならびに次の各項の定めによるほか、その他諸法令を遵守し、履行しなければならない。これらに明記されていない事項で疑義が生じた場合は、調査職員と協議しなければならない。

- ア 設計業務等共通仕様書（令和 7 年 3 月 鹿児島県土木部）
- イ 測量調査業務共通仕様書（令和 7 年 3 月 鹿児島県土木部）
- ウ 用地測量等共通仕様書（平成 24 年 4 月改定 鹿児島県土木部）
- エ 鹿児島県公共測量作業規程（平成 20 年 9 月）
- オ 道路事業の手引き（平成 30 年 4 月改定 鹿児島県土木部）
- カ その他関係要綱、指針、示方書等 最新版を使用すること

第 3 条 前払金・部分払い

本業務は、保証事業会の保証がなされている契約金額 1 0 0 万円以上のものについては、当該契約金額の 1 0 分の 3 以内の前払金を請求することができる。

なお、部分払いは行わないものとする。

第 4 条 履行期限

本業務の履行期限は、令和 8 年 3 月 2 4 日（火）までとする。

なお、12 月県議会の繰越承認後、履行期限は令和 8 年 1 0 月 3 0 日（金）を予定している。

第 5 条 調査職員

本業務については、総括調査職員、調査職員を置くこととし、その職・氏名等については、別途通知する。

第 6 条 訂正・補足

成果品納入後において、受託者（以下、乙）の責めに帰すべき誤りが発見されて、鹿児島県（以下、甲）がこの修正を要求した場合には、乙が乙の負担において速やかに訂正しなければならない。

第 7 条 再委託

本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

また、契約書第 7 条第 3 項における発注者が承諾する再委託をしようとするときは、「再委託承諾申請書」に必要事項を記載し、発注者に提出すること。

第 8 条 設計変更

設計変更にかかる手続きについては、「設計業務等変更ガイドライン（平成 29 年 3 月）鹿児島県土木部」によるものとする。

第 9 条 その他

既存の成果品等は必要に応じて甲から乙に貸与する。

第 2 章 業務内容

第 10 条 業務目的

本業務は、鹿児島市街地で慢性的に発生している渋滞について、「鹿児島県交通渋滞対策協議会」において抽出された主要渋滞箇所及び九州縦貫自動車道薩摩吉田インターチェンジ付近の渋滞の解消に向け、下記箇所の道路現状の把握や渋滞原因などの検討を行い、必要な道路設計・交差点設計を実施することを目的とする。

〈主要渋滞箇所〉

- ・ 郡元鹿児島港線（産業道路）
 - 1) 南警察署前交差点～交通安全センター交差点
新地橋、小松原橋の既存橋梁照査及び橋梁補強方針の検討
 - 2) 産業道路入口交差点付近（国道 225 号との交差点）
- ・ 鹿児島加世田線 愛の聖母園前交差点付近
- ・ 永吉入佐鹿児島線
 - 1) 城ヶ平橋付近～武町交差点
 - 2) 桜ヶ丘団地北口交差点～宇宿交差点（宇宿地区区画整理）
- ・ 小山田谷山線 中山小前交差点

〈その他渋滞箇所〉

- ・ 鹿児島吉田線、鹿児島蒲生線 薩摩吉田インター前交差点～宮之浦交差点

第 11 条 業務内容

業務内容については、以下一覧表によるものとする。

また、詳細については、設計業務等共通仕様書（令和 7 年 3 月 鹿児島県土木部）及び令和 7 年度設計業務等標準積算基準書などによるものとする。

【業務内容】

No.	路線名	区域	事業内容（日安）	位置図
①	郡元鹿児島港線	南警察署前交差点～交通安全センター交差点	道路予備設計（A）	1
②	郡元鹿児島港線	産業道路人口付近（国道225号との交差点）	交差点予備設計 1箇所	2
③	永古入佐鹿児島線	城ヶ平橋付近～武町交差点	道路詳細設計（B）	2
④	永古入佐鹿児島線	桜ヶ丘団地北口交差点～宇宿交差点（宇宿地区区画 整理事業境）	交差点予備設計 2箇所	2
⑤	鹿児島加世田線	愛の聖母門前交差点付近	交差点詳細設計（予備設計 なし）2箇所	1
⑥	小山田谷山線	中山小前交差点	交差点詳細設計（予備設計 なし）1箇所	2
⑦	鹿児島古田線 鹿児島蒲生線	薩摩吉田インターチェンジ交差点～宮之浦交差点	道路概略設計（B）	3

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
設計計画	○	○	○	○	○	○	○
道路現況把握及び渋滞原因の課題把握、資料収集整理	○	○	○	○	○	○	○
現地踏査	○	○	○	○	○	○	○
渋滞対策の検討・決定	○	○	○	○	○	○	○
路線選定及び主要構造物設計							○
関係機関との協議	○	○	○	○	○	○	○
平面・縦断・横断設計	○	○	○	○	○	○	○
交差点容量・路面標示		○		○	○	○	
道路附帯構造物設計、小構造物設計	○		○		○	○	
設計図、数量計算	○	○	○	○	○	○	○
概算工事費	○	○		○			○
照査	○	○	○	○	○	○	○
報告書作成	○	○	○	○	○	○	○
打合せ協議	○	○	○	○	○	○	○
橋梁性能調査及び補強方針の検討・提案	○						
用地調査			○		○	○	
路線測量			○		○	○	

※業務内容は、本業務の日安であり、提案者による自由な提案を妨げるものではない。

なお、その他、以下の事項について留意すること。

ア 渋滞対策の検討

(ア) 郡元鹿児島港線（産業道路）①

南警察署前交差点から交通安全センター交差点について、車線数を追加し、片側 3 車線化の検討を行うこと。

また、臨港道路鴨池中央港区線の供用開始を見据え、既存交差点の滞留長などの見直し検討を行うこと。

(イ) 郡元鹿児島港線（産業道路）②

産業道路入口交差点について、国道225号管理者（国土交通省鹿児島国道事務所）との調整を行いながら、上り車線の車線数を追加し、片側 3 車線化の検討を行うこと。

(ウ) 鹿児島加世田線

愛の聖母園前交差点付近については、谷山第三地区区画整理事業区域内に位置し、愛の聖母園前交差点から南さつま市へ約350m付近の万田ヶ宇都平馬場線との交差点までの区間の右折車線等の検討を行うこと。

(エ) 永吉入佐鹿児島線①

城ヶ平橋付近から武町交差点について、右折車線の延伸などの検討を行うこと。

(オ) 永吉入佐鹿児島線②

桜ヶ丘団地北口交差点について、桜ヶ丘団地への右折車線の延伸の検討及び市道宇宿広木線との交差点について、鹿児島市街地向けの左折車線の延伸の検討を行うこと。

(カ) 小山田谷山線

中山小前交差点の信号現示の検討及び道路事業完成までの暫定的な左折車線の検討を行うこと。

(ク) 鹿児島吉田線・鹿児島蒲生線

鹿児島蒲生線の宮之浦交差点から鹿児島吉田線の吉田インター前交差点付近の渋滞対策の検討を行うこと。

イ 渋滞対策の決定

設計図書に示す予定路線の指定する箇所について、渋滞対策の検討を基に関係機関などの協議を経て、渋滞解消対策を決定するものとする。

ウ 橋梁補修設計の検討

郡元鹿児島港線（産業道路）内に新地橋（橋長88.6m：非合成鈹桁橋）、小松原橋（橋長76.8m：ポステンT桁橋）について、片側 3 車線化に伴う補強方針について検討・提案すること。

エ 報告書作成

報告書は以下のとおりとする。

- ・報告書（紙媒体） 2 部
- ・報告書（CD-R） 2 部

オ 打合せ協議

打合せは、情報共有システムなどを利用した遠隔臨場（WEB）を基本とし、受発注者間で必要と認めた場合、対面方式での打合せとする。

打合せ回数については、着手時、中間打合 2 8 回、成果品納品前の計 3 0 回とする。ただし、調査職員が必要と認めた場合は、その指示に従うこと。

また、中間打合せは、調査職員と協議の上、打合せ回数を変更できるものとする。

なお、業務着手時又は業務計画書作成時及び業務完了時には原則として管理技術者が立会うものとする。

受注者は打合せ時以外においても、作業進捗状況を随時報告し、調査職員の指示を受けなければならない。

第 3 章 その他

第 12 条 疑義

本業務内容に疑義が生じた場合は、調査職員と協議するものとする。

第 13 条 秘密の保持義務

受託者は、業務上知り得た業務内容及びその成果を、発注者の承認を得ずに第 3 者に知らしめてはならない。

第 14 条 環境改善実施要領（業務編）

本業務の実施にあたっては、要領に基づき、受発注者相互に協力し、取り組むものとする。

第 15 条 電子成果品の作成

- （1）本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「鹿児島県電子納品ガイドライン（令和 7 年 3 月）：（以下、「ガイドライン」という。）」に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。
- （2）ガイドラインに基づいて作成した電子成果品は電子媒体（CD-R）で正本 1 部、副本 1 部の計 2 部提出する。電子化しない成果品については従来どおりの取扱とする。電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定するものとする。
- （3）電子成果品を提出する際は、鹿児島県の公開する電子納品チェックソフトによるチェックを行い、エラーが無いことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で提出すること。
- （4）ガイドライン及びチェックソフトは県ホームページで公開している。

第 16 条 条件明示チェックシート（案）

詳細設計業務の発注時において, 必要な設計条件等を受注者へ確実に明示することで, 発注者の業務履行上の責任を確実に履行することを目的に「条件明示チェックシート（案）」を作成すること。

第 17 条 技術提案書

特定された技術提案書の内容については, 業務に適切に反映するものとする。また, 技術提案書の内容が受注者の責めにより実施されなかった場合は, 業務成績評定を減ずるなどの措置を行う。